

未来

郵政産業ユニオン
PIWU
全労協・郵政産業労働者
ユニオン長崎中野支部
機関紙 「みらい」
NO. 4065
20年6月19日(金)
Tel・Fax 095-828-1953

23日の労契法20条 裁判に参加しよう

おはようございます。

空海は弘法大師の偉人伝説や格言は多いが、「弘法も筆の誤り」は、よく知られている言葉だ。

昔、京の都の応天門に額を掲げよ、との勅命で、空海が額を書いた。しかし掲げると、「応」の字の上の点がないことに気づく。これを「今

昔物語」では、「初めの字の点すでに落ちたり。驚きて筆を投げて、これを打つ」と書く。空海は筆を額に投げて点をつたのだ？ 天才？

弘法大師は日本の三筆の一人といわれる書の大家だが、その彼もミスをした。人は誰でもまちがう、との諺だ。



空海の遣唐使船での入唐は八〇四年七月である。彼はこのときはまったく無名であったし、そもそも出家が、そのわずかひと月前で、普通にはありえない留学僧だった。

当時の文書には「空海才能聞こえず・・・」と書かれており、彼の世間的な評価は低かった。ではなぜ空海は派遣されたのか。

それはその前年の遣唐使船が遭難し、多くの人が亡くなり、留学僧の不足で、急ぎよ、補欠的に追加派遣された。「最澄と空海」(佐伯有清)。

だから、空海は在唐二〇年という長期の研修留学を命じられていたのだ。

空海は二〇〇年も前、日本全国に伝説が残るが、失敗や補欠留学というネガティブな出来事もあった。しかしその後の仕事ぶりで、空海は日本最高の僧となる。歴史には意外性もあるのだ。

労契法二〇条は、有期と無期者の格差の不合理を認めない。二〇一四年五月提訴の郵政の東日本と西日本の裁判は、現在、最高裁で係争中だ。

来週の二三日(火)の一四時半から、長崎地裁で、郵政労契法二〇条裁判の第一回期日が開かれ、原告(郵政ユニオンの四名)が意見陳述を行う。(門前集会は十四時から)。

長崎の原告四名は、格差を容認しない。なぜか。それは同じ職場では同じ仕事をして

では、なぜ処遇が違うのか。会社が期間雇用社員の賃金を抑え、コストダウンをしているからだ。その一方で、正社員の採用や内部の正社員登用も抑えている。その両者の比率はこの一〇年間変わらない現実があり、格差も是正されていない。

そうしたなか、その長崎の裁判の過程で、原告の一人のAさんが、昨年十一月に対面誤配で訓戒処分を受け、この四月からスキルダウンで、時給が一〇〇円下がる処分を受けた。この結果、Aさんは半年間に十七万円が減収となる。

期間雇用社員の懲戒処分規定では、正社員の規定を適用するので、同じミスには同じ処分が出る。正社員の対面誤配も同じ訓戒である。

だが、正社員の場合、訓戒一度では次期の昇給には影響しない。人事評価を別にして、処分だけでいうなら、訓戒三度で戒告扱いとなり、昇給が一号の欠格となる計算だ。いわば四分の三の昇給であり、いきなりの減俸もない。

同じ会社で、同じ仕事をして、同じミスをして、同じ就業規則で処分されるところまでは同じだが、両者には結果が大きく違う。物事の原因と



結果は同一的かつ合理的でなければならぬ。この不一致は意図的、不当な格差で、労契法二〇条違反である。

非正規の期間雇用社員は、もともと契約の処遇の格差の差別を受けているが、そのなかで今回のように正社員と同じ仕事上のミスをしたら、正社員にはない減収という差別的扱いを受ける。これは文字通り一つの事案で、二重の差別となる証明だ。

先の弘法大師だが「弘法も筆の誤り」だ。日本三筆の大家が、天皇勅命の大事な仕事で、字を間違え、ありえないはずの出来事だが、実際、起きてしまった。

これからみてもわかるが、誤りはだれでもあるのだ。この空海のミスに、役人がどうしたかは不明だが、その後の

空海の出世を見るならば、不問に付されたのだろう。また、仏教の元祖ともされる弘法大師だが、当時、一ヶ月の僧侶経験しかない未熟な空海が、留学僧の不足の結果、あわただしい人事で、補欠的に入唐できた。

この歴史経過をみるなら、補欠や臨時の人であったとしても、立派に人の役に立つ仕事を成し遂げられた。弘法大師はその人生の可能性を見せられている人でもある。

国や大企業は法と規則が建前で、個人的事情などお構いなしだ。しかし、組織の内実は、血も涙もある人個人である。ミスや非行為に規則だけで対応し、結果的に格差を二重に広げる差別的な処遇をしてしまう。人事評価者としての上司として、これらに違和感はないのだろうか。

郵政ユニオンは非正規の期間雇用社員の差別は許さない立場で、裁判をたたかう。

※、労契法20条裁判の門前集会は、14時から地裁前であります。傍聴者規制はコロナ禍であります。どうか集会への参加を。

期間雇用パート労働者の皆さん! 困りごとは職場の郵政ユニオンへご相談を。

1集-海江田, 2集-向井, 3集-山田, 支部・分会の役員へ。

仲間と競争せず、弱い立場の人と共に団結して闘おう。

期間雇用社員の希望者全員が正社員化を。ゆえに、均等待遇。なんの差別も。ユニオンは労契法裁判に勝利を！